

## 福祉用具購入の支払方法の「選択制」の実施について

令和6年8月1日から、利用者の一時的な経済的負担を軽減するため、福祉用具購入の受領委任払いの要件を下記のとおりに変更になります。

それに伴い、従来まで「償還払い」を原則としてきましたが、下記の要件に満たす方につきましては、「償還払い」と「受領委任払い」のどちらかを選択することができます。

**償還払い:** 利用者が購入費の全額を支払い、介護保険給付対象の9割、8割または、7割の金額が後日、市から利用者に支給されます。

**受領委任払い:** 介護保険給付対象のうち、利用者は1割、2割または3割の金額を販売事業所に支払い、残りの9割、8割または7割を市が販売事業所に支払います。

●「受領委任払い」を活用できる方は、次のすべての要件を満たす方です。

- (1) 介護保険料に未納がない方
- (2) 給付制限等を受けていない方
- (3) 要介護(要支援)認定の新規申請中でない方
- (4) 入院または入所していない方
- (5) 受領委任払いについて、事業所の同意が得られている方

(変更点)

- ・市民税非課税世帯の方の要件が無くなります。

●「受領委任払い」の申請手続きについて

- (1) 受領委任払承認申請 (利用者→市)  
提出書類 ・福祉用具購入費事前承認申請書(受領委任払い用)  
・福祉用具のパンフレット  
・見積書
- (2) 受領委任払承認決定(市→利用者)
- (3) 販売事業所から購入・納品
- (4) 利用者が1割、2割または3割の金額を事業所へ支払
- (5) 支給申請(利用者→市)  
提出書類 ・福祉用具購入費支給申請書(受領委任払い用)  
・自己負担分の領収書  
・TAISコードの記載のある販売証明書  
・福祉用具購入費請求書・代理受領委任状
- (6) 市が販売事業所へ残りの9割、8割または7割を支給する。